



2018年6月26日

各位

上場会社名 株式会社エクセディ
 代表者 代表取締役社長 久川 秀仁
 コード番号 7278、東証1部
 問合わせ先 取締役常務執行役員
 管理本部長 豊原 浩
 TEL (072) 822-1152

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2018年6月26日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2018年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 67,525株
(3) 処分価額	1株につき3,500円
(4) 処分総額	236,337,500円
(5) 処分先	取締役（社外取締役・非常勤取締役を除きます。）7名 47,344株 取締役を兼務しない執行役員 7名 20,181株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）並びに執行役員（以下、対象取締役と合わせて「割当対象者」といいます。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として、割当対象者に対し、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するために、2018年6月26日開催の第68回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として10年間以上30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

割当対象者は、本制度により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度により対象取締役に対し、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき、発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの払込金額は、募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

本制度に基づく、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲、その他諸般の事情を総合的に勘案し、金銭報酬債権合計、236,337,500円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式67,525株を付与することといたしました。

また、本制度は中長期的な、株主価値の共有、持続的な向上に向けたインセンティブとして機能するよう、譲渡制限期間を30年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者14名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当契約により割当を受けた日より2048年7月24日までの間、（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下「譲渡制限」といいます。）。

2) 譲渡制限の解除条件

上記1)の定めにかかわらず、当社は、割当対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。なお、割当対象者が、譲渡制限期間満了前に取締役及び執行役員の地位を喪失し、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除できるものとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、本割当契約又は取締役会の決定に基づき、必要に応じて合理的に調整するものとします。

3) 無償取得事由

(1) 割当対象者が譲渡制限期間満了前に当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が、正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

(2) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4) 株式の管理

本株式の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、野村證券株式会社に開設する専用口座での管理等、当社が適切と判断する措置を講ずるものとしします。

5) 組織再編等における取扱い

- (1) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。
- (2) 上記(1)に規定する場合においては、当社は、上記(1)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

6) 本割当契約における意思表示等

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第69期の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2018年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である3,500円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上